

第十回 参議院水産委員会會議録第五号

昭和二十六年一月二十九日(月曜日)午後一時四十二分開会

本日の會議に付した事件

○水産物増産対策に関する調査の件 (漁区問題及び漁業協定締結等についてダレス氏に懇請する件)

(新潟県海産物問題に関する陳情の件) (漁業用燃油及び綿糸に関する件)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案に関する件

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。

最初に講和問題のためにダレス特派大使がお見えになつておりますので、漁業協定の問題について、衆議院と参議院の委員長としてダレス氏にお会いしたいということで農林大臣にも申込んであります。農林大臣から至急会うように取計らうというような返事を頂きましたので、そのダレス大使に会う場合において、どういふことを懇請するかという点について、専門員のかたにいろいろ研究してもらひまして、専門員は業界の各団体とも連絡いたしましたので、大体ここに取りますとめた案がございますので、今、林専門員から一応朗読をいたします。

○専門員(林達磨君) それでは私朗読いたしましたので、あとで簡単に説明を加えたいと思ひます。

漁業協定締結、及び漁区拡張に関する懇請
特派大使閣下におかれましては、対日講和促進のため、かねてから多大の御高配を頂き、我々日本国民として誠に感激に堪えないところであります。ここに深甚なる謝意を表する次第であります。

に貴国政府、貴国民各位の、我が国民の食生活の伝統、慣習及び第二次大戦以後の食糧事情等に十分なる認識を持たれ、人道的見地から公正妥当なる解決を與えられんことを切望するものであります。

御承知の通り我が国は今次大戦によつて領土の大半を失ひ、主要食糧において毎年三百万トンの不足を生ずることになりました。これは民族の生存上、大きな脅威でありまして、我々としては新たに国民の食生活に科学的な再検討を加えなければならぬ重大時機に直面して居るのであります。

必要とする鮮魚の約七〇%を以西底曳漁業によつて供給して居ますが、このままでは百億円を投資している本事業は重大なる影響を受けることになり得ます。

それからその次の漁業協定は、國際法の示す通り、領海三哩以内はその所屬國の主權の範圍内にあり、その他の公海は絶対に自由であるべきだ、これは言うまでもないことでありまして、これも、いづれも漁業協定の中にそういうことを特に規定しておりますので、この際挙げてこの点を懇請することにしたのであります。

それから千島、小笠原、琉球諸島に關することは、これは御説明申上げらるまでもございませぬ。

漁区拡張に關することにつきまして、全体の漁区を撤廃してもらいたいという行き方と、それから現在の漁区を拡張してもらいたいという二つの行き方がございまして、併し撤廃してもらいたいと要求いたしましたも、事實上甚だ困難であると考えましたので、一部分の拡張、殊に以西底曳は焦眉の急に差迫っておりますので、支那東海、黄海だけを上げました次第でございまして、この点は、以西底曳協會の首脳部と相談をいたしまして、どうういう文面に出すか、民間の輿論をも反映させたいと考えたのでありますから、相談をして大体以西底曳協會のかがたがたが希望される文章をそのままに採用したつもりであります。なおちよつと申上げて置きたいと思つたことは、これは勿論委員会でも如何にも決定されるわけでありまして、各方面と連絡をとりまして、日本の民間の陳情でありましようとも、或いは官の陳情でありましようとも、一致した歩調をとることが國家のためであるといふふうに考えましたので、この文章を作りまして、すぐに衆議院の水産委員会にこれを十部渡しました。それから経

団連でも、ダレス特派大使にほかの問題と一諸に漁区問題をも懇請したいというこの連絡がありましたので、一応こういふ、これはほんの案に過ぎないけれども、一応この線じやないかと申うという意味において、この案を渡してございまして、それから以西底曳は、今申しましたような相談をいたしまして何しましたので、渡してございまして、そういうようなことで実は民間との連絡をいたしたつもりでございまして、大体民間の輿論がこれに反映しておるように承知して頂いてよろしいのではないかと申す。

たように諷つたら如何なものだろうかと思つた。というのは、前にも日韓漁業協定のあとの方に、「公海は航行並びに漁撈が絶対自由であるという原則を前提とし」ということが諷つてございまして、従つてこの支那東海、黄海においてのみ、これを実情については制約しておるといふことを認める必要もないと思つたが、どんなものでございませうか。

委員長(木下辰雄君) これは、ほかの問題は講和條約後においてする場合の拡張でございまして、漁区拡張は講和條約前における懇請事項であります。もとよりこれは講和條約ができましたらマツカーサー・ラインというものは当然なくなると思つておられるけれども、その前においてやつてもらいたいという、これはその希望であります。こゝで、こゝで変えていいか悪いのか、その点についての……

委員長(木下辰雄君) 只今林専門員から説明いたしましたように、民間の輿論も十分反映されて、大体この案は作つたさうであります。そうして衆議院ともいろいろ今折衝いたしております。なおこの問題について委員各位の御意見又追加事項、或いはその他いろいろ御質問がありましたら、この際お求め願ひます。

秋山俊一郎君 只今の懇請案は大変結構だと思つて、大体この第三番目の漁区拡張に關する問題で、現在の区域を監視船の行動許可区域まで拡張してもらいたいといふことを諷つてございまして、これは我々の本當の願ひは、撤廃してもらいたいといふのが本旨なんです。従つてそれを願つてもできないだらうといふこともあるかも知れませんが、一応そのことを諷う必要はないだらうか、即ち資源は枯渇する状態にありますので、講和の際には、この線は撤廃されなければならぬと思つて、講和の急に迫つておられる現在においては、講和條約前に行けるだけ速かにこれを拡張してもらいたい、こゝで

けれども、そういう場合に誤解を招く虞れがあるならば、そういうことを前提として、講和條約後においては、当然最初の第(3)に、領海三哩以内は……公海は航行並びに漁撈が絶対自由であるといふことを確言しておりますので、これは講和條約の場合、それでこの第三の漁区拡張に關する件も、そういう前提は要らぬのではないかと、これは当然講和の前には、三哩以内は……公海は航行並びに漁撈が絶対自由であるとなつておるので、そういう前提をせずに、講和前において暫定的にこゝつてもいいといふ、これは請願のつもりであります。如何でありますか。

秋山俊一郎君 そこに誤解を招く虞れがなければいいのであります。青山正一君 この問題は一応、後ほど委員長なり秋山委員なり或いは林専門員を交えて一つそういう字句的なこととお話し合願うということにいたしました。この点は全部賛意を表したいと思つて、ただ併し私はその前に一つ委員長に、別に悪い意味で申上げるのじやないのですが、どの新聞にも、本日只今御配付になつたこの案といふものが発表されておる。而も参議院の決議によつて大体まとまつたものだというふうなことで発表されておるわけなんです。而もその中には、この案に消してあるところのオットセイ條約参加とか、或いは日米鮭鱒の問題なども出ておるやうに窺われるのです。私はもとよりですね、このオットセイ條約に参加するとか、或いは日米鮭鱒の問題が、若しですね、この案にありとすれば、社会

委員長(木下辰雄君) これは講和條約の場合にはマツカーサー・ラインは撤廃されるという前提で書いたのです

秋山俊一郎君 これは撤廃してもらいたいのであるけれども、講和前であるから、講和前においてはこゝまで拡張してもらいたい、こゝでいふあれなんです。一挙にやつてもらいたいといふのは、念願であるけれども、これはともお話し合願うに……

委員長(木下辰雄君) 次に、資料の問題に入る前に、新潟県から陳情のかがたが参つておりますが、この際陳情を

党としては絶対に反対を唱えたい、こゝういふふうな建前で進んでおつたのであります。本日の御説明によりますと、この両方の案といふものは削られておつたので非常に結構だと、こゝういふふうな考へておられます。大体この案に對してはですね、恐らく社会党全員といふふうな文句はないだらうと、こゝういふふうな考へておられます。只今秋山委員のお話があつた点については、又三者がお寄り願つてお話し願うことにしまして、大体の進め方はこれで結構だろつと思つて、今後かかることのないやうに、あらかじめ御注意だけ申上げて置きます。これは勿論委員長の恐らくお氣持ではなからうと思つて、事務局にこゝういふやうな書類が余り流れないように特に御注意願ひたいと、こゝういふふうな考へておられます。

委員長(木下辰雄君) これは前に新聞等に洩れたことは甚だ遺憾と思つて、以後十分注意いたします。

委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、適当に字句その他は修正いたします。又衆議院と折衝いたしましたので、多少は案文も変わるかも知れませんが、これは委員長に御一任願ひます。

委員長(木下辰雄君) 次に、資料の問題に入る前に、新潟県から陳情のかがたが参つておりますが、この際陳情を

委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、適当に字句その他は修正いたします。又衆議院と折衝いたしましたので、多少は案文も変わるかも知れませんが、これは委員長に御一任願ひます。

委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、適当に字句その他は修正いたします。又衆議院と折衝いたしましたので、多少は案文も変わるかも知れませんが、これは委員長に御一任願ひます。

委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、適当に字句その他は修正いたします。又衆議院と折衝いたしましたので、多少は案文も変わるかも知れませんが、これは委員長に御一任願ひます。

委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、適当に字句その他は修正いたします。又衆議院と折衝いたしましたので、多少は案文も変わるかも知れませんが、これは委員長に御一任願ひます。

許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは新潟県の陳情を許可いたします。どなたか……。

○参考人(磯田米吉君) では許さして頂きまして、陳情の要旨を概略つまんで申し上げます。

新潟県におきましては、新潟以西と新潟以北、この大体二つに分れまして、漁業の形態が変つておりまして、新潟以西の漁業は、往々にして資本を以て経営するところの底曳漁業でありまして、更にこの以西の二区に跨がる沿岸漁業は、共に佐渡三区の地区におきましては、いわゆる沿岸漁業であります。この底曳とこの沿岸漁業の二種に分れておるのでございますが、ことごとくこの一部の底曳漁業のために、稚魚が濫獲されまして、繁殖の保護を阻害され、資源の枯渇まで来たして、すでに最後の段階に入りまして、一切沿岸漁民の零細漁民は、もう生か死かという現状に追い詰められておる現状であります。然るに一部の底曳禁止区域があるにかかわらず、あえてそれを改めようとせず、頻りにそのあとを追うて沿岸漁民を悩ましておる現在でございます。それももとく新潟県におきましては、その監視船の不足のため、その監視の下徹底のために、それらを満足することができない現下におきまして、ことごとく海が壊れられつつあります。今回それらに基きまして、いろ／＼と地方から底曳の処理要項案に基きまして、今回小型底曳処理要項案というものをめぐりまして、おのその県におきまして、当県におき

ましても、その問題につきまして禁止区域と期間の設定というようなことで大体意見の一致を見るべく、その整備、調整にいろ／＼と漁民の声を聴取されまして審議を進められたのでございまして、もとく零細三区の漁民の声は断じてさして頂いては困る、そのものよりも更に圧縮整備を原則とする本省の基本的原則に基きまして、断じて許すこととはならん。今までの、現在海区の或る一部の底曳を圧縮整備するものかと思つておりますにもかかわらず、当県におきましては、それらと逆行的に一部の底曳船を以て県下一円に行くと見なして、至る所においてその底曳を許可して、更に生産高揚に努めたいという形のことごとく会議が進められておりますのですが、沿岸漁業のほうでは、万一それが許されるとしたならば、殆んど漁場はなくなつてしまふ。資源がなくなつてしまふ。我々はその日かから食を断たれるというところで、許すことができないという闘争を続けておる現状でございますけれども、その明るさを見ず最後の段階に入りまして知事の裁定であるような形に伺いました。どうか願くば、我々零細漁民といたしましては、この地方においては基本的政策に基きまして、できるならば、今まであつたところの縦の線を侵して、沿岸漁民の苦しむことのないように、資源の枯渇することのないような対策をとつて頂きたいと思つて、誠に簡単でございますが、これを以て陳情の要旨といたしたいと思つております。

おる禁止区域内に底曳を入れるという調整委員の意見だということです。○参考人(磯田米吉君) そうでございます。四区に分れておりますところの三区がことごとく意見の一致をいたしておりますのですが、一部の要望、要望といつては失敬、語弊があるかも知れませんが、基本的な政策と反対に底曳漁船を、何とかさういふことができるような県の一本の方針を定めた、こゝろの御方針でございますが、もとく中部におきましては、漁民の声そのものと結付けて、調整委員の意見としては断じて許すこととはできない。ところがその地理的条件によりまして佐渡の一部その他南部の一部において、海区の状態が、これを相容れなければ、その目的が、会議が円満な妥協ができないとするならば、その地理的条件によつて大して苦痛にならんとするだけを一応認めてやろうというような意向から、その土地々々の特殊性によつて許さるべき形を、特殊性によつて、中部において多少の意見を持つてその漁民の声を代表して出られる中部委員のあれを以て今まで進んでおりますので、万一それらのために、漁民の声を代表する中部委員の声を疎視され、万一にもそれを侵すところの危険なことがございましたならば、殆んど新潟県の漁業は滅亡であると思つております。○委員長(木下辰雄君) 漁業調整委員の主張を犠牲にして云々というものは、漁業調整委員がきめるのでしよう。漁業調整委員の総意を無視して禁止区域に船を入るようなことを誰がするので

か。○参考人(磯田米吉君) それを扱われるところの行政官吏のほうで、どうもさういふ傾向に、我々の解せないところの行動を続けておられるかのような不安があるのであります。○委員長(木下辰雄君) 調整委員の意見を無視して県がやろうとするのであります。○参考人(磯田米吉君) まあいけば海区ごとの意見を統一して、何とか新潟県一本の筋に持つて行こう、かような考えでございます。○委員長(木下辰雄君) ちよつと亘さんに質問いたしますが、今の、あなた新潟県のことよく知つておられると思つたので、今の説明に敷衍して、一つわかりやすくお話しして頂けませんか。○参考人(亘四郎君) 私から、それでは私の聞き及んでおる範囲について御説明申し上げますが、先ほど磯田さんのお話しにございましたように、海区が、新潟県は上越、中越、下越と更に佐渡と、この四海区に分れております。で勿論各海区に海区選出の調査委員がおられるのであります。今問題になつております停止線の引かれておる海区はおおむね中部の海区になつております。その中部の海区を侵そうとする新潟市を根拠地といたしました大型底曳があるものであります。それで県の意向としては、聞き及びまするに、全海区を連合会一本としてこれを調整しようとしておるような様子であります。ところが中越海区の調整委員は、絶対に現在の禁止区域というものを撤廃してはいかないという強い主張を今日までして参つたのであります。併し他の海区の調整委員は、比較的地域の関係上、これに対して中越の海区の委員ほど熱意はないわけでありまして、同時

に県の水産課を中心といたしました考へ方といたしまして、禁止区域をできたらば撤廃したいという意向があるように多く見受けられます。さうした影響力が相当強いと、それから地元、新潟におけるところの底曳業者の勢力というものは、もめるべからざる大きな勢力を持つておるのであります。さうした圧力があるために、今陳情に及んであります中越の海岸の漁民の脅威というものがますます加つて来る。併しこれは思うに、中央、即ち水産庁の意思とは絶対に相容れないものを県が独自の解釈を以て、こゝろした行動をとらうとしておるのではなからうかと、こう考へておるのであります。それでこの際、水産庁のこの問題に對します明確な一つ御回答をお願いいたしまして、更に若し水産庁の御意見が、県のさうした意向と一致しておらない場合は、嚴重な通達を以て県の水産課の意向を是正して頂きたい、これが陳情の大体の趣旨なのでございます。○委員長(木下辰雄君) わかりました。○青山正一君 あの水産庁から何か通達が来ておるその案文があるので、どうか、あなたのほうに。○参考人(磯田米吉君) 要綱がございまして、○青山正一君 ちよつと見せて頂きたいのですが……で、この問題は、戦後の食糧の不足という立場からして、つまり一番やりやすい小型底曳へ転向したために、小型底曳が急に増加したために、小型底曳が二万六千隻を超えたる状態、こゝろいつた種頭の漁業の濫獲が漁場を崩壊に陥れておる。そこ

ですべての漁業の生活擁護の上から小型底曳の漁獲を防止するために、こゝに小型漁船の整理とか或いは操業区域の制限或いは漁区の禁止或いは許可等に関する農林大臣の承認制を水産庁のほうで何とか考へておるようになつておるわけなんです。こゝに承

通達通りに一つ冷静に履行してもらつて、一つはつきりした意向を、次長のほうでよく長官と相談なすつて一つお願いしたいと思ひますが、それに対する次長のお考へを一つ承わりたいと思ひます。

方針で水産庁が進んで、すでに瀬戸内海の沿岸の底曳業者なり或いは愛知県

○政府委員(山本豊君) 小型底曳の整理問題につきましては、いろ／＼と現在水産庁でも準備をいたしておるわけでありまして、これもいろ／＼と要望が

おいでになつて、この政府の方針もこれはどうも止むを得ない、せめてこの政府の方針に協力する意味で、この年限を

種雑多でありまして、それらの現状を先ず把握しないことには、なか／＼整理要綱なるものが上すべりになる

が、それで参議院の水産委員の、少くとも委員長なり私どもも多少親心でこ

つきますは、なお検討、是正いたして整理して行きたい。特にこの問題につ

う、こゝにおいで願つておるわけなんです、お聞きしたいのは、一方におい

か、或いは沿岸の場合、その養殖産業の問題でありますとか、何らかさうい

ちぬところでありまして、だからつきり

れはできることではないのであります。

そういう意味で、現在まだ最終的にはきめていないのであります。漁場の整理計画の問題も、非常に焦眉に迫つておりますので、これらと脱み合せをしなければならん関係上、徐々に公表をいたしまして、先般の漁業調整中央審議会でも、この要綱その他について議論しておつたのであります。そ

う、過度的な状況にあることを前提にお考へ願ひたいと思ふのであります。只今の新潟県の問題につきましても、これらの問題の取上げ方につきま

が、やはりその地元の調整委員会、更に又県の連合会がある場合には連合会、その意見がどういふふうになりま

津浦々に至るまで、そういういろ／＼な問題を一々簡潔にはさばき切れな

ぬといふ場合には、無論この法律の上におきましても、中央漁業審議会にお

の通牒で、そういう非常な生活問題等

にからんでるものを、簡単に処理できないと思ふのであります。只今の事情等につきましては、これは一方的だけの話を承るわけには行きませ

ば、先ほども申しましたような、いろ／＼な手段はありますけれども、その前に一つ県のほうにも、水産庁として

思ひますが、こんなんです。今までの区域へ入つて来るやつを押し出

をやめて行こうというふうな建前をと

らそこに従事する船を殖やそう、そこ

業者のほうに肩を持ちたい、或いはそ

の他の海区に、底曳業者だからこちらに入つてもいいんじゃないかといふこと

○政府委員(山本豊君) その要綱に示してありますところは、抽象的では

○委員(木下辰雄君) 次は、水産業協同組合法の一部を改正する法律案

○委員(木下辰雄君) これからほかの問題に移りますが、陳情者は一応御退場願ひます。

○委員(岡野信君) この水産業協同組合法等の一部を改正する法律は、この前の第九国会で一応改正をして頂

御退場願ひます。

たのであります。その共済会、いわゆる水産業協同組合共済会の事項についての更に改正を加えるのであります。これは当時予想し得なかつた実情が、共済会を組織して見ましたところ出て来たのであります。それはどういふことであるかと申しますと、第一は、共済会の役員を選任するには、水産業協同組合の役員選任の規定を準用しておるのであります。即ち組合の理事の定数の少くも四分の三は組合員であつて、勿論組合員は除くのであります。組合員でなければならぬ、こういうことになつておられます。但し設立当時の理事の定数の少くも四分の三は、設立の同意を申出た漁民でなければならぬといふように嚴重に書かれてあるのであります。ところで實際上水産業協同組合の共済会を全国的に組織いたしましたして、理事の選任等をいたしましたところ、大體理事は、各府県の府県漁連の会長が多く理事になることが最も共済会の運営上よろしいのであります。選挙の結果も大体さういふやうになつたのであります。ところでここに全国の県漁連の会長といふのは、多くは漁民でない者が、いわゆる員外理事と申しまして漁民でない者が理事になり、会長になつておるのであります。共済会におきましては、若し水産業協同組合と同じやうに四分の三以上が漁民でなければならぬといふことになると、共済会の運営に甚だしき支障を来たすといふので、こういうやうに條文を一つ改正しよう、こう考えましてこの準用規定の中に、この條文を入れたのであります。

問題、農林中央金庫法の改正でありまして、水産業協同組合は御承知の通り農林中央金庫のいわゆる系統機関になつておるのであります。共済会をも水産業協同組合と同様農林中央金庫の系統機関の中に入れて、預金もできるし、金も借りられるとするように改正したほうが共済会の運営上よろしいといふので、これを入れたのであります。

もう一つ、ここで御了承願つて置きたいと思ひますのは、その附則を御覽願ひますと、「この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の水産業協同組合法第百條の十一第三項の規定のうち、同法三十四條第七項に係る部分は、この法律施行前にした理事の選任についても適用する。」こういう附則を入れたのであります。これは実は先般理事の選挙をして見たのであります。が、いわゆる四分の三の範囲で收まらないで、員外理事といふものが非常に多くなつた選挙になつておるのであります。農林省が……若しこの点について水産庁において認可する場合にいろいろの問題もあつたので、当時の選挙をこれによつて有効にしようといふやうなつもりで考えたのであります。これは非常にむずかしい問題で、上へ廻る問題であります。併し法理論としては、法制局におきましても審議いたしました結果、まあよろしい、余り適當な條項ではないが、よろしいといふことでありましたが、だん／＼調べて見ますと、共済会については、附けて認可したさうであります。従つてこの條項は、但書以降は削つてもいいやうに思つてあります。大体こ

うような方向で、その筋に了解を得るべく交渉をしたいといふ、いわゆるまだほんの試案であります。

○委員長(木下辰雄君) 只今閣下専門員から御説明いたしました通り、第一項は、現在県漁連の理事は共済会の役員になることができるというやうにすることでありませぬ。

第二は、協同組合同様、この共済会も農林中金に加入し得るといふ、この二項であります。これは共済会の……折角参議院で共済会を作るといふ議事を開きましたので、その共済会の運用上、どうしてもこうしなければならぬといふため民間の希望を入れた改正案であります。御意見がございましたら御発表願ひます。若し御意見がなければ、議員提出として出したいと思ひます。御意見如何ですか。

○秋山俊一郎君 只今の理事の選任の制限の問題ですが、四分の三という字句を取つてしまつて、もうさういふ制限を全然抜いてしまふのですか。或いは半数……

○委員長(木下辰雄君) 理事と書いてございませぬ。ここに改正して、協同組合の理事たる者はいいといふふうにして、水産協同組合の……

○秋山俊一郎君 理事であれば、さうすると四分の三とか二分の一とかいふことはないわけですね。

○専門員(岡崎信君) 四分の三の中に入るわけですね。

○委員長(木下辰雄君) 理事は四分の三の中に入る。理事を認めるわけです。

○青山正一君 これは水産業界或いは漁民などに関係しておつた人は、この点は非常に至極尤もだといふやうに考

えられますけれども、ただ問題はその筋のOKを受けておるかどうかといふ問題、それから中金の問題ですが、これは当委員会ばかりじゃなしに、やはり農林委員会もかかるのじやないですか。

○委員長(木下辰雄君) 第一の要点は、これはまだここできめて、決定すればその筋のOKをとることになると思ひます。第二の問題は、農林委員会にはかからぬと思ひます。

○青山正一君 かかりませぬ。

○委員長(木下辰雄君) かからぬと思ひます。農林委員会には。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御意見ありませんか。それではさういふ意味においてその筋のOKをとるべくやります。

それからなぞ字句等の修正は、委員長にお任せ願ひたいと思ひます。御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めませぬ。

の現物化が非常に窮屈になつておられます。特に九州地区におきましては、その操業にも事欠くといふふうな状況が出て参つておられます。この一月三月の石油製品の総額は約十二万トンでございますが、この一月三月のうち一月の見通しでありませぬ、先ず重油について申上げますと、一月三月、特に一月でございませぬ、まだ二月、三月につきましては十分な見通しを立てておらないのであります。先ず一月の重油についての見通しを申上げて見たいと思ひます。先ず一月分の、国内から供給をされますもの、それから製品として輸入されるもの、これを合せますと、五万七千三百キロ・リットルとなつておられます。それからそのほかに軍の放出いたしました二千三百キロ・リットル、合せまして五万九千三百三十キロ・リットル、さういふものが重油の全体の供給量でございます。そのほか軽油につきまして申上げますと、国内の原油から製するもの、輸入によつて賄ふもの、合せまして供給が一万七千五百五十キロ・リットルあるのであります。それに軍からの特別の放出の一萬五千を加えて、三万二千五百五十キロ供給があるのであります。併しながらこの軽油につきましては、外航船に使うものを差引きまして、結局一萬一千五百五十キロというのが軽油の供給力であります。従いまして主燃料の軽油、重油について申しますと、これが先ほど申しました重油の五万九千三百三十キロ・リットルと、それから軽油の一萬一千五百五十キロが、この供給力になつておるのであります。更にさういふことではとて一月は切り抜かれぬといふやうに

で、重油船一万五千トンを民需のほうに振向けてもらいまして、結局この一万五千を加えますと八万四千五百五十キロが一月分の供給力になるのであります。一方需要のほうはどうかとなっておりますかと申しますと、一、二、三月の枠が、安本の枠であります、これが漁業全部を含まして三十万キロ・リットル、従つてこれを一カ月分にしますと十萬キロ・リットル要るのであります。そうしますとこの十萬キロ・リットル要るところに、供給力としては八万四千五百五十キロしかないということになりますと、約一万五千の不足ができて来るのであります、これは十二月からの繰越、先月からの繰越が約二万九千キロ・リットルあるのであります。これは元売の基地からの報告であつて、これを加えますと一月は何とか切抜け得るということになつております。勿論これは軽油をまぜて使うということに相成るのであります。尤も冬期、冬分は北海道方面におきましては軽油をまぜて使つておつたのであります、今度は北海道や東北方面、寒い地方でなくして全国にやはり軽油をまぜて使つてもらわなければいけないという問題が起つて来ておるのであります、現に一月分につきましては、軽油をまぜて売らうということ、通産省から出しておるのであります。大体価格にいたしまして二割方高いということになつております。それでは一月分はそれでいいのであります、二月、三月ということになればどうなるかということも申しますと、これは私もまだ十分な情報を得ておりませんが、資源庁なり安本なりからの説明によりますと、一万五

千トン級の船を二杯ほど、これは重油であります、二月分は民需のほうへ向けようというのであります、一万五千が二杯で三万トンになるのであります。そのほか国内産の原油が約六万トン期待できるのであります、結局九万トン、九万トンというところになります、やはり一月分には、一月まあ十萬トンといたしますと、これもなか／＼窮屈なことになるのじやないかというふうに思つております。この点もやはり軽油をまぜて使つて行かなければ到底乗り切つて行けないのじやないかというふうな見通しであります。二月、三月も大体そういうふうな見通しでございます。なおこの重油につきましては、昨年末値段が上りましたが、更に最近関税の問題が起つておるのであります。石油類について関税をかける、厚油が一〇％それから重油、軽油等について一〇％かけるという問題が起つておるのであります、この問題は、すでに重油に税をかけるという点につきましては、司令部のほうの關係も大体内諾を受けておるのであります、我々もいたしましては、この上重油の値上りを来たすことは漁業経営に非常な圧迫を加えるという關係からいたしまして、只今この関税の免除という点につきまして、いろいろと手を打つておるのであります、明日関税審議会が開かれるのであります、その席上で、この漁業の現在直面しておる経営上の問題から、どうしてもこれは免税にしてもらわなければいけないというのを強く主張してもらふために、委員でありますところの次官に只今お願いをしておる次第であります。

次に、この綿糸の需給のお話をいたしたいと思ひます。綿糸は、大体年間二千万ポンド、二百万玉要るのであります、第三四半期は、輸出のほうに非常に伸びましたために内需がだん／＼と遅れて行きまして、結局三千万玉三百万ポンドしか割当がなかつたのであります、第四半期におきましては、六百万ポンドを割当てることになつたのであります。これを初め五百万ポンドということであつたのであります、NRSのほうからESに対して非常に強い折衝がありました、六百万ポンドに殖やして頂いたのであります、すでに第一次割当を完了いたしました。後の十二万玉は、第二次分として次に割当てたいと思つております。なぜこういうふうな割当をしたかと申しますと、昨年十月から、この原綿の輸入は民間貿易に委ねられたのであります、現在政府で手持をしておるものが九万三千捆、それから民間輸入で入れられるものが一万九千五百捆、結局割合にしますと、政府拂下のものが八二・五％、それから民間によるものが一七・五％ということになつておるので、我々もいたしましては、この漁業に全部、その民買でなくして安い政府拂下の綿糸をもらいたいというのを交渉したのであります、漁業だけにそういう取扱ができません、この二〇％を民間貿易のもので取つてもらいたい。こういう交渉が成立いたしましたので、差当り安い物四十八万玉の配給をすることにしたのであります。綿糸の需給については、こ

れは全く変わりませんが、大体年間二千万ポンド程度の需要を賄うことはできるのじやないかと思ひます。ところが漁網になる綿糸であります、これで最も困ることは、切符は行つても現物化がなか／＼できないという問題があるのであります。これはこの前にも、この席で問題になつたと思ひますが、輸出に向けたほうが非常に有利だということで、紡織業者は内需、特に漁業のほうに向けることを好まない。こういう点と、それから輸出乃至内需のほうでも纖維製品というものになりますと、先拂を以つて綿糸を引取るような取引をやつておるのに、漁業のほうでは、とかく金が後拂になるというふうなことで、非常にこれの入手に専門業者も困難をしておるようであります、我々もいたしましては、できるだけこの現物化という問題に注意をして、資金の手当をよくするように注意いたしますと共に、その配給をする場合に、これが必ず現物化するようなどころへ配給をするようにならざるやうにしておるのであります。

○秋山俊一郎君 水産庁次長の山本さんは正月早々九州をお廻りになりました、九州における石油の現状についてよく事情をお聞き下さつたし、又見て頂いたと思うのでございますが、その当時においては極めて逼迫した状態にあつて、あらゆる方面から二十キロ、三十キロのものまでも借り歩いて、漁業のほうに廻したというふうな状態でございます。丁度昨年暮に長崎方面はいわしの不漁を非常にかこつており

ましたのが、正月になりましておおいわしの豊漁が伝えられて来て、非常な漁況を呈したにかかわらず、油がないために船が出られないという頗る気の毒な状態にありまして、当時大臣にも強くお願いをいたしまして、処置を願つたのであります、なお私はその後上京いたしましたけれども、長崎の新聞等を見ますと、千五百トンの油が長崎に入つたのかかわらず、これは漁業用ばかりではなく、一般用も含んでいるというふうなことで、これが漁業に廻らず、漁業者がこれは自分たちが使えるものと考えて喜んでおつたのが、処置が付かないでま／＼しておるといふことを最近の新聞で見たのであります、その間の状態を水産庁でお考えになつておられますか、それをどういうふうにお扱いになりますか。

○説明員(水野英君) 最近の状況も、陳情のかたから聞いておるのであります、決して棄観は許さないと申すのではありません。まあ單に漁業の面だけでなくして、ほかの機帆船等も非常に不足をかこつておるのであります、海上の輸送につきましては、まあ漁業ほど私は困つておらないのじやないかというふうな見通し、感じを持つておるのであります。というのは、機帆船のようなもの、極く小型のものにつきましては、それは漁業と同じよう困つておるかも知れませんが、ちよつと大型のものになつて、特殊の物資を運ぶというふうなものについては、かなりゆとりのある配給を受けておるのじやないかというふうなことも聞いております、まあそれがためにそれだけから漁業が圧迫されるということもないのであります、特需のほうに向

けられるものが非常に最近大きくなつておりました、その司令部の係官のかたの話を聞きますと、大体こういう状態は数ヶ月続きのじやないか、こういうようなことを言つておるわけでありませう。

○秋山俊一君 そういふことを伺つたのではありません。過日大臣及び才長がおいでになりました、向うから電話なり電報なりで御照会になつて処置をされたはずですが、それはどうなつたか。

それから今私が申上げましたのは、出光のタンクにたしか千五百トン最近入つたそうであります。それが水産のほうでは、水産庁の御好意による千五百トンであると考へてゐるし、一方出光のほうでは、いやそれは一般も含めての話だ、何でもそこに食い違ひがあつたかのように新聞には見えておるのではありません。それで出光のほうから不足量を訴えて、油を廻してくれといつてゐる最中に、千五百トン入つて来た。水産庁は水産庁で千五百トン廻してやるからと言つたのが、ごつちやになつて、片方は水産のものだ、片方は、水産ばかりではなく、おれのほうもあつたのだ、こういうことでその処理に困つて、非常に揉めておるといふことを聞いたのであります、それはどういふことなのでありますし、よいかといふことを伺つておるのです。

○説明員(水野榮君) 次長から長官宛に電報を頂きました。それによつて我々も聞かされたのであります、早く司令部へ連絡をいたしまして、こういうふうな実情になつておるのだといふことの実情を訴えたのであります。そうするとNRSのほうでもそれをよく知つて

おりました、早速PDのほうへこの連絡をしてくれたのであります、どうも只今のところのいたし方ないやうなこゝになつておるわけでありませう。

それからこの千五百トンの、例の大坂へ入つた船から千五百トンを長崎へ廻したというの、まあ我々も聞いておる、水産のほうへ廻してもらいたいといふことを申出たのでありますけれど、資源庁のほうとしては、水産だけのいふことではなくして、長崎地方のものが千五百トンといふことになつておるのであります、これは業者のほうと結局何もひもがついていないのであります、需要者のほうと、それから元売なり、小売なりとの話合で、全部水産に取らうと思へば取れるんじゃないかといふふうな私とも考へておる次第であります。

○秋山俊一君 くだいようであります、水産庁では漁業のことにはよくおわかりのことと思ひますが、いわしの漁業のごときは、いつまでも取れるものではありませぬ。いわしは長崎では精々五月、先ず四月まででありまして、殊に今長崎では輸出のためにいわしの罐詰製造を大きく本年は計画して、じやん／＼やつておるわけでありませう。そこへ油が足りないのです、みすみす取れないといふことは、国のためからいつても大きな損失であります。そこで先ほど水野課長からのお話のよゝうに、一般の機帆船等を動かしても、それはさほどではないだらうといふお見通しであつたならば、もう少し強力に資源庁方面に働きかけて、この漁期を取りはずさないで、そして大事な国家産業をこの際伸ばして行く、少くとも萎靡させないやうなふうに、一つ強

力にやつて頂きたいと私は考へておるのです。まあどうもいたし方がないといふやうなことでないか、一つ無理でも押通して、この僅かな時期に取れるものは取つて、そして国民に資するといふやうに御盡力を願ひたい。水産庁にお伺ひするのは、筋が外れておると思ふのでありますけれども、私はこういうふうな心配があるのであります、昨年油の値上げがありました、その際に、我々は重油の値上げは困る、できるだけ値上げを少くして、今まで通りの要求に相マツチするように考へておりました、幾分初めの原案を引下げて、一・六でしたか、落ちついたのであります、それが、落ちていたのが、日本の製油業者に響きまして、高い油は造るが、安い油は余り造らないといつたやうなことが、国内生産に影響していかどうか。若しそういうことがあるならば、私は大変これは間違つた問題だと思ふのであります。この辺若し水産庁次長にそういうことがおわかりでありましたならば、お答え願ひたい、若しおわかりないならば、この方面も委員長のほうで一つ御考慮を願ひたい。

○政府委員(山本豊君) 油の問題につきまして、秋山委員からいろいろと、正月早々長崎へ参りましたときに、これに対する水産庁その他の処置等についてお尋ねがあつたのであります、私も早速電報を打ちまして、歸りましたのでその点を確かしたのであります、そのときの話を、他に廻すべき船を長崎並びに下関のほうに廻しまして、両方とも千五百トンずつ下すといふ一応資源庁のお話でありますから、取りあへ

ず一時凌ぎができるというつもりでつたわけでありませう、その後の事情を只今いろいろ伺ひまして、これはな

お我々として、NRSの問題もありませんが、やはり資源庁のほうにも我々としても強く、この重油が大事であると思ひますので、十分も少し当つて見たい、かように考へております。それから油のこの前の値上の率が少し低かつたために、或いは廻りが悪いのではないかと、或いは廻りが悪いのではないかと、これは詳細なところは、我々よりは資源庁のほうに聞いて見ないとよくわからないのであります、当時、あのときにも我々は半面そういう点もいろいろ考へて見たのであります。結局価格も大事だけれども、量が確保されなければ意味がない。その辺はどうであらうかといふことをいろいろ論議したのであります、併しこちらの要望よりは遙かに高きまつたわけでありませう、あの程度では、生産面において漁業家のほうがおのづから損をするといふことは、いふまでもなく、併し今御念を押されましたので、よくそれらの事情を今後注意して、実情を調べて見たいと考へております。

○秋山俊一君 どうもこの問題は非常にきつたものでございませう、特に一つお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) ほかにありませんか。それでは私からちよつとお伺ひいたしますが、綿糸の年間需要が二千万ポンド、今度六百万ポンドきまつたといふのは四半期ですか。

○説明員(水野榮君) はあ、四半期です。

○委員長(木下辰雄君) それから来年度の第一四半期以後のことはわかりませぬ。

○説明員(水野榮君) 二十五年度の第一四半期が五百八十九万ポンド、それから第二四半期が五百五十万ポンド、それに第三四半期が三百五十万ポンド、第四四半期が今度六百万ポンドになるのであります。

○委員長(木下辰雄君) わかりました。ほかに重油、綿糸等について御質問ありませんか。

○青山正一君 この問題は非常に重要な問題でありますから、又の機会に更

○委員長(木下辰雄君) それではこの次の委員会において、安本と商工省の織維局長を更に委員会に呼びまして、なお十分検討したいと思ひます。本日はこの程度で散会して御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) それではこれを以て散会いたします。

午後三時八分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 千田 正君
委員 青山 正一君

政府委員 秋山俊一 郎君
水産庁次長 山本 豊君
入交 大藏君
櫻内 義雄君
事務局側 常任委員 岡 尊信君
会専門員 岡 尊信君

常任委員 林 達磨君
会専門員

説明員

水産庁生産 水野 榮君
部水産課長

参考人

衆議院議員 亘 四郎君

新潟県中部海区 磯田 米吉君
漁業調整委員

一月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、長崎県湯江村に漁港築設の請願
(第八五号)

一、知柄港防波堤築設促進に関する
請願(第一二六号)

第八五号 昭和二十五年十二月十
三日受理

長崎県湯江村に漁港築設の請願

請願者 長崎県南高来郡湯江
村長 城台環外百八
十一名

紹介議員 秋山俊一郎君

長崎県湯江村は、島原半島の東北部に位し、有明海に前面せる各種漁業の根拠地として東北方は熊本県長州、三角、福島県大牟田港、北部は佐賀県住ノ江、竹崎港に沿い、東南は島原港等に連絡して沖合は常に運送船舶の航行絶え間なく海上交通の要地であり、本村から大牟田市を結ぶ間が漁族の集結区域として知られ、沿岸各県の漁船が最も密集する漁場である。しかるに島原半島における島原以北沿岸には完成したる船たまり漁港がないため、一度北風が吹けば附近航行の船舶、漁ろう中の漁船は、待避、避難する港もなく、過去幾多の惨事を繰返している実状であ

るから、本村の自然的、地理的、社会的立地諸条件を認めて、すみやかに漁港を築設せられたいとの請願。

第一二六号 昭和二十五年十二月十四日受理

知柄港防波堤築設促進に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡西浦町
長 岡田紋三郎外一
名

紹介議員 山本 米治君

愛知県西浦町海岸は天然の良港であつたが、昭和二十年の震災後海底の地層が隆起して港灣の効用を失うに至つたので、一昨年以来稻生港のしゅんせつ工事を施行中であるが、朝夕数百隻に上る漁船をこの小港に收容することは不可能であり、また漁民の大部分は町の南部落に属しているため、昨年来知柄港の復旧しゅんせつ工事を施行しているが、本港は物揚場設計であるため船舶の安全碇泊は期し難く、ことに北西風の波浪が打ち寄せる地位にあり一朝暴風の際は避難所がないため悲惨事を起す結果となるから、すみやかに本港に防波堤を築設せられたいとの請願。